



このコーナーでは、ふるさと納税のお金を活用した、さまざまな事業を紹介します。

Vol.42

県内初の取り組みで、

妊産婦マル福がもっと便利に！

寄附区分：安心して暮らせるまちづくり事業

問 医療福祉費支給制度（マル福）に関すること：伊奈庁舎国保年金課（内線 4406）
ふるさと納税寄附金の使いみちに関すること：伊奈庁舎企画政策課（内線 1202）

安心していつでも医療機関を受診できる環境を整えるため、妊産婦マル福の所得制限を撤廃し、産婦人科以外の診療も補助対象としています。

また、市役所に行かなくてもサービスが受けられる「行かない窓口」の推進によって、今年4月からは県内初の取り組みとして、産婦人科以外の診療時も、対象医療機関窓口で直接助成を受けられるようになりました。

妊産婦の皆さんの負担を軽減し、安心して出産に臨めるよう、これからも支援の充実を目指します。

手厚いマル福制度 9,100 万円に

ふるさと納税を活用！



市制施行 20 周年を迎えて

問 伊奈庁舎秘書広報課（内線 1102）

Vol.10

つくばみらい市は、3月27日に市制施行20周年を迎えました。今年1年間を「市制施行記念イヤー」とし、20周年をお祝いするさまざまな取り組みを展開していきます！

20周年を一緒に
盛り上げてくれる
市民や企業を大募集!!

市制施行20周年のPRサポート事業・PRサポーターを大募集！ SNSでの発信やイベントへの参加、のぼり旗の掲示など、一緒に盛り上げませんか？ あなたの発信がまちの魅力をもっと広げます。20周年を、みんなの力で楽しく彩りましょう！



PR サポート事業

市民団体や事業所などが開催するイベントなどの名称に「祝 つくばみらい市市制施行20周年記念」などの冠を付けて実施

PR サポーター

- 職場や事務所などへののぼり旗などの掲示
- 本市から依頼するPR活動への協力



▶対象

- 本市に在住・在勤の方、市民団体または本社・事業所など（工場を含む）を有する法人
- 市制施行20周年を盛り上げ、本市の魅力を積極的にSNSなどを活用し発信できる方
- 政治活動、宗教活動でない方
- 営利目的でない方
- 代表者などが、暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に掲げる暴力団の構成員などではないこと
- 公序良俗に反するもの、法令などに違反すると思料されないもの

▶活動期間：12月31日(木)まで

▶受付期限：12月1日(火)

▶申込方法：いばらき電子申請・届出サービスからお申し込みください。

